

別表（第2条関係）

補助事業名	東播磨ものづくり企業魅力PR・販路開拓支援事業
補助事業の目的	東播磨地域のものづくり中小企業の国際フロンティア産業メッセや、事業内容のPRを行うツール作成等を支援することにより、管内中小企業の魅力PRと販路開拓を支援し、地域経済の活性化を図る。
補助事業の対象となる者	東播磨地域（明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町）に本社又は主たる事業所を置くものづくり関連の中小企業者であって、次の全てに該当する者（ただし、補助事業の対象となる経費の2については、別途県民局長が定める者に限る） 1 中小企業基本法に定義する中小企業者。ただし、みなし大企業は除く。 2 業種が製造業又は製造業と密接に関連する卸売業若しくは技術サービス業である者 3 県税の滞納がない者
補助事業の対象となる経費	国際フロンティア産業メッセへの出展に必要な経費と、スタートアップ企業が事業内容のPRツール作成や販路開拓に資する国内展示会への出展に必要な経費で、次の1、2のうち県民局長が必要かつ適当と認めるもの。 1 国際フロンティア産業メッセへの出展 小間料 2 スタートアップ企業が事業内容のPRを行うツール作成や販路開拓に資する国内展示会への出展 ツール作成費・小間料・ブース装飾費・輸送費
補助率	1 国際フロンティア産業メッセへの出展 定額 2 スタートアップ企業が事業内容のPRを行うツール作成や販路開拓に資する国内展示会への出展 1/2以内
補助金の額	予算の範囲内の金額で、1事業所当たり次の金額（ただし、千円未満の端数は切り捨てる。） 1 国際フロンティア産業メッセへの出展 上限150千円 2 スタートアップ企業が事業内容のPRを行うツール作成や販路開拓に資する国内展示会への出展 上限250千円
適用除外する条項	—
その他の事項	—

別に定める事項

関係条項	内 容
第 3 条	(添付書類) 補助事業計画書 (別紙 1)
	(指定期日) 別途通知に定める日
第 7 条 第 1 項	(指定期日) 変更のあった日から 2 週間以内
	(添付書類) 補助事業変更計画書 (補助事業計画書に準ずる。)
	(軽微な経費配分の変更) 配分された経費相互間における少ない方の額の 30%以内
	(軽微な事業内容の変更) 事業計画の細部を変更する場合
第 9 条 第 1 項	(報告事項等) 必要が生じたときは別途通知する。
第 11 条	(添付書類) 補助事業実績書 (別紙 2)
	(指定期日) 補助事業完了後 30 日以内 (第 8 条の規定により事業の廃止の承認を受けた場合は当該承認を受けた日から 10 日以内)、又は令和 7 年 2 月 28 日のいずれか早い日。
第 19 条 第 1 項	(処分制限期間) —